二　法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ　［略］

2　［略］

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第十七条　法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　［略］

二　個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ　［略］

三　個人関連情報取扱事業者から法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合　次のイからニまでに掲げる事項

イ　法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ　法第二十六条第一項第一号に掲げる事項

ハ　第一号ハに掲げる事項

ニ　当該個人関連情報の項目

四　第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合　第一号ロからニまでに掲げる事項

2　［略］

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

第十八条の二　法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2　法第二十六条の二第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3　前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条の二第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

二　法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ　［同上］

2　［同上］

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第十七条　法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　［同上］

二　個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定による個人データの提供を受けた場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ　［同上］

［新設］

三　第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合　第一号ロからニまでに掲げる事項

2　［同上］

［新設］